

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から同年7月まで

平成14年4月頃、A刑務所内で、国民年金の免除を希望する者は申し出るよう勧奨され、この時に免除申請の手續に係る書類等を記載して、手續が行われたはずである。しかし、年金事務所に確認したところ、同年4月から7月までの免除の記録が無いことが判明した。当該記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成12年4月から14年8月まで服役していたA刑務所では、毎年、被収容者に対して国民年金についての説明が行われていた。入所してしばらくは手續を行う気はなかったが、体調が悪くなったため、今後のことを考え、14年4月頃、国民年金の免除を希望する者は申し出るよう勧奨された際に、免除申請の手續に係る書類等を記載したので、手續が行われたはずである。」と主張しているところ、申立人が所持していた封筒から、B社会保険事務所（当時）とA刑務所に収容されていた申立人との間で、手紙のやり取りが行われていたことが確認できる。

また、申立人は、「国民年金保険料の免除を受けるには、年度ごとに申請する必要があると思っていたし、出所してから申請は行っていない。」と主張しており、これら申立人の主張には信ぴょう性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年3月まで

夫婦の国民年金への加入手続及び保険料納付は全て妻が行っており、どちらかが納付でどちらかが未納ということは考えられない。また、申立期間のうち昭和50年4月から51年3月について妻名義で同一期間の2枚の納付書が有ることは発行者の誤りと考えられ、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦から提出された国民年金手帳及び領収書から、国民年金加入以降の昭和43年4月から48年12月までの保険料を夫婦同一日に現年度納付している上、オンライン記録から、平成7年4月以降は夫婦共に前納で保険料を納付しており、納付日も夫婦同一であることが確認できる。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入以降、申立期間以外に未納は無い上、65歳まで任意加入するなど、年金制度をよく理解し納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間における妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、同一日に納付されている2枚の昭和50年4月から51年3月の妻の国民年金保険領収証書が有るにもかかわらず、申立人夫婦が提示するまで、還付処理が行われていないなど行政側に記録管理の不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで
夫婦の国民年金への加入手続及び保険料納付は全て自分が行っており、どちらかが納付でどちらかが未納ということは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦から提出された国民年金手帳及び領収書から、国民年金加入以降の昭和 43 年 4 月から 48 年 12 月までの保険料を夫婦同一日に現年度納付している上、オンライン記録から、平成 7 年 4 月以降は夫婦共に前納で保険料を納付しており、納付日も夫婦同一であることが確認できる。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入以降、申立期間以外に未納は無い上、65 歳まで任意加入するなど、年金制度をよく理解し納付意識が高かったものと認められる。

さらに、同一日に納付されている 2 枚の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月の申立人の国民年金保険領収証書が有るにもかかわらず、申立人夫婦が提示するまで、還付処理が行われていないなど行政側に記録管理の不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 331

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月

申立期間当時、父が家族全員の分の国民年金保険料を納めていた。その父は自治会及び商店街の役員も務めており、国民年金への加入を他の住民に働きかけていたのに、娘の分だけ未納にしていたとは考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金の加入期間について、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、「昭和43年6月30日に会社を退職して、父が国民年金の加入手続をしてくれた。」と申述している上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父は、国民年金の加入期間について、保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間後における厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、申立人の保険料の納付意識もその父と同様に高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨厚生年金 事案472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年1月1日まで
② 昭和49年8月から51年8月1日まで

申立期間①当時、A社に勤務し、B業務をしていた。また、申立期間②については、C社（現在は、D社）の厚生年金保険加入記録が2か月しかないが、2年くらいは勤務していた。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた時、三億円事件が発生した際検問を受けた。」と主張していることから、勤務期間の特定はできないものの同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、個人を特定できず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人の年金記録は、昭和41年4月から43年4月及び同年8月から同年12月までの期間について、国民年金に加入し、保険料を納付している上、同年5月26日から同年8月26日までE社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和44年9月1日から同年10月1日まで確認できるものの、当該期間は、申立人のF社における厚生年金保険被保険者期間と重複しており、申立期間①当時の勤務の実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人のC社における雇用保険の資格取得年月日は昭和50年4月1日である上、元同僚は、「申立人は1年半から2年くらいは勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、同社に2か月以上勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社で申立人と同じG業務を担当していた複数の元同僚も、「勤務期間と厚生年金保険の記録は一致していない。」と供述している上、申立人及び複数の元同僚が同社にG業務担当として勤務していたとして名前を挙げた2名については、同社での厚生年金保険加入記録が確認できないことから、同社では、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社では、「当時の資料は廃棄済みで見当たらない。」と回答している上、現事業主は、「当時、社会保険関係等の事務は本社で行い、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、詳しい事情は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 2 日から 46 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 8 月 5 日から 47 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
⑦ 昭和 49 年 9 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで

年金記録を調べてもらったところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が見当たらない。勤務していたことは確かであり、保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社の当時の同僚2人が申立人を記憶していたものの、「A社は、正社員として採用される前に見習期間があり、申立人は、見習いとして来たと思う。」と証言している。

また、当該事業所の当時の役員は、「当時の事業主は死亡しており、関係資料は無いと思う。」と証言している上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び控除について確認できない。

申立期間②について、B社は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は同僚の名前を記憶していない上、当該事業所における厚生年

金保険被保険者5人の所在は確認できないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

申立期間③について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人から提出のあったC社が申立人に交付した昭和45年分源泉徴収票の区分欄には、「外交員報酬」とあり、細目欄には「販売手数料」と記載され、社会保険料控除額に係る記載は無いことから、申立人は当該事業所の正社員ではなく、歩合制の契約社員であったことがうかがわれる。

申立期間④について、所在地を管轄する法務局において、D社の商業法人登記は確認できるものの、所在地を管轄する年金事務所は、「当該事業所について調査したが社会保険の加入記録は無かった。」と回答しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していない上、当該事業所役員の所在が不明であることから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

申立期間⑤及び⑥について、商業法人登記簿謄本から、E社（申立期間⑤）は、昭和46年8月5日に会社成立、47年4月22日にF社（申立期間⑥）と社名変更しており、申立人は申立期間当時、両事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、両事業所は厚生年金保険の適用事業所となった形跡が無い上、申立期間当時役員であった5人（申立人を除く）及び従業員10人については所在が確認できないことから同僚等に聞き取り調査を行うことができない上、当該15人の厚生年金保険加入状況を調査したところ、これら全ての社員の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は確認できない。

申立期間⑦について、所在地を管轄する法務局において、G社に係る商業法人登記は確認できない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録によると、当該申立期間の途中である昭和51年1月から申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人は、「自身が国民年金保険料を納付したかもしれない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 11 年 3 月 1 日まで
平成 7 年 12 月は 24 万円、8 年 1 月から 11 年 2 月までは 20 万円の給与をもらっていたのに、オンライン記録の標準報酬月額はその半分以下になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 3 月 1 日から 21 年 4 月 21 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録による申立人の標準報酬月額は、申立期間前の 7 年 10 月の定時決定においては 24 万円、申立期間となる同年 12 月の随時改定並びに 8 年 10 月、9 年 10 月及び 10 年 10 月の定時決定においては 9 万 2,000 円と記録されている。

申立人は、「申立期間においても 20 万円の給与をもらっていたにもかかわらず標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっていることはおかしい。」と主張しているが、A 社が提出した申立人に係る賃金台帳によれば、申立人の報酬月額は平成 7 年 9 月から毎月 5 万円と記載されていることが確認できる上、同社が保管する月額変更届控には、同月からの報酬月額の変更が記載されており、賃金台帳と月額変更届控の記載内容は一致している。

また、オンライン記録に、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い上、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。